

高知大学コンプライアンス・ガイドライン

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、高知大学の役員及び職員に関する具体的な行動規範を定めたものです。高知大学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会に貢献することを目的とします。

本学における「コンプライアンス」は、「役員及び職員が法令、法人規則、法人の理念さらには社会規範等を遵守して職務を遂行することを基本とし、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとること。」とします。

I. 高知大学のコンプライアンスの推進のために

(役員及び職員の遵守事項)

1. 私たちは、このガイドラインに定められた事項を遵守します。
2. 私たちは、教育・研究活動に関する全ての法令を遵守するとともに、社会規範を尊重し、社会人としての良識に従い行動します。
3. 私たちは、本学の理念に沿ったリーダーシップの実現のため、自己研鑽に努め、常に奉仕の精神を心がけます。

(推進体制)

4. 本学の役員及び職員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・推進する組織として、本学にコンプライアンス委員会を置きます。
5. 学内におけるコンプライアンスの推進を図るために、別表に定めるコンプライアンス推進責任者を置きます。

(通報相談窓口)

6. コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告は、原則として職制ラインを通じて行うものとしますが、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、本学全体のコンプライアンス通報相談窓口を以下のとおり設置します。

高知大学コンプライアンス通報相談窓口（総務課）

〒780-8520 高知市曙町 2-5-1

TEL 088-844-8735 FAX 088-844-8738

E-mail ks12@kochi-u.ac.jp

受付時間：◆9：00～12：00 ◆13：00～17：00

(土・日・祝日・年末年始及び高知大学が一斉休業と定めた日は業務していません。)

7. 相談・報告は原則として顕名としますが、相談者の秘密を厳守します。
8. コンプライアンス通報相談窓口への相談・報告行為を理由に相談者に不利益な処遇がなされることがないように、コンプライアンス委員会は保障します。
9. 職制ラインを通じて、又はコンプライアンス通報相談窓口に相談・報告を行ったことにより、不利益な処遇を受けた場合は、コンプライアンス委員会に相談してください。
10. 相談者が希望する際は、コンプライアンス委員会が相談・報告を受けた事項の処遇内容等を相談者にフィードバックします。

Ⅱ. 学生・保護者・卒業生・受験生の信頼を確保するために

1. 私たちは、教育基本法並びに学校教育法をはじめとする関係法令を遵守し、本学の教育理念の実現に向けて、熱意をもって学生指導を行います。
2. 私たちは、授業及び研究指導等において、学生の人格を尊重します。また、学生の能力開発及び人間性・倫理性の深化を目指し、更には進路選択をサポートします。
3. 私たちは、学生の個人情報適正に取得し、その正確性を確保し、漏洩、滅失又は毀損の防止等に細心の注意をもって厳正に管理します。
4. 私たちは、学生・保護者及び卒業生等からの教育・学生支援に関する多様な意見、批判、要望等を真摯に受け止め、自らに説明責任を果し、誠意ある対応に努めます。
5. 私たちは、アドミッションポリシーに基づき、公正かつ多様な入学者の選抜を行うとともに、様々な入学志願者に対し、多様な受験の機会を提供するように努めます。
また、入試の実施に当たっては公平を期するとともに、関係するあらゆる情報の管理に細心の注意を払います。

Ⅲ. 地域・国際社会の信頼を確保するために

1. 私たちは、常に地域社会への貢献や連携を考え、社会と共生・協働する自由で開かれた大学作りを行います。
2. 私たちは、地域社会の関心を十分認識し、社会に対する積極的な情報公開と広報活動を通じて、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
3. 私たちは、政治家や公務員に対して贈賄等の法令違反となる行為はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係づくりに努めます。

4. 私たちは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力と断固として対決します。
5. 私たちは、いかなる状況においても人権を尊重し、差別に結びついたり、個人の尊厳を傷つけたりするような表現や言動を行いません。
6. 私たちは地域社会の構成員として社会貢献活動に積極的に参加するとともに、本学が創造した新しい価値を地域社会へ移転することにより、社会の発展に寄与します。
7. 私たちは、高知大学国際交流ポリシーに基づく教育研究活動等の国際交流事業に積極的に取り組むことにより国際社会に貢献します。

IV. 研究者としての信頼を確保するために

1. 私たちは、全ての研究活動にあたっては、高知大学における研究者の行動規範を遵守することを誓います。
2. 産学連携においては、法令及び契約等に基づき、関係機関が有する情報の管理を徹底し、漏洩等を行わず、また、加担しません。

V. 取引先の信頼を確保するために

1. 私たちは、取引に当たって、全ての取引先は、大学との対等の立場であると理解し、良きパートナーであることを認識し、公正かつ誠実に対応します。
2. 私たちは、入札について、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除に努めます。
3. 私たちは、取引に係る財源が国民の税金や多方面からの支援であることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用に努めます。
4. 私たちは、常に公私の別を明確に認識し、取引先からの接待や金品の授受は、国立大学法人高知大学職員倫理規則に基づき行いません。
5. 私たちは、インサイダー取引規制の趣旨を理解し、未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳重に秘密を保持します。また、職務上の立場から知り得た取引先の未公開情報に基づいた自己の利益を図るような行為は行いません。

VI. 医学部附属病院の患者さんの信頼を確保するために

私たちは、患者さんの診療にあたっては、高知大学医学部附属病院職業倫理指針及び高知大学医学部附属病院臨床倫理指針を遵守して職務にあたり、質の高い医療を提供します。

附 則

このガイドラインは、高知大学コンプライアンス委員会において、適宜見直しを行うものとし、同委員会の決定後、役員会へ報告したときは、すみやかに周知する。

別 表

コンプライアンス推進責任者

(令和7年4月1日現在)

	部 局	コンプライアンス責任者
1	人文社会科学系	学系長
2	自然科学系	学系長
3	医療学系	学系長
4	総合科学系	学系長
5	人文社会科学部	学部長
6	教育学部	学部長
7	理工学部	学部長
8	医学部	学部長
9	農林海洋科学部	学部長
10	地域協働学部	学部長
11	医学部附属病院	病院長
12	大学院総合人間自然科学研究科	研究科長
13	保健管理センター	所長
14	学び創造センター	センター長
15	データサイエンスセンター	センター長
16	グローバル教育支援センター	センター長
17	教師教育センター	センター長
18	希望創発センター	センター長
19	総合研究センター	センター長
20	次世代地域創造センター	センター長
21	学術情報基盤図書館	図書館長
22	防災推進センター	センター長
23	I o P 共創センター	センター長
24	M E D i センター	センター長
25	海洋コア国際研究所	研究所長
26	経営企画推進機構	機構長
27	I R ・ 評価機構	機構長
28	安全・安心機構	機構長
29	国際・地域連携推進機構	機構長
30	全学教育機構	機構長
31	学生・教育支援機構	機構長
32	入試企画実施機構	機構長
33	インキュベーション&イノベーション イニシアティブ高知	代表
34	事務局	事務局長